

老計発第1206001号
老振発第1206001号
老老発第1206001号
平成18年12月6日

都道府県
各指定都市 民生主管部(局)長 殿
中核市

厚生労働省老健局計画課長



厚生労働省老健局振興課長



厚生労働省老健局老人保健課長



介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の
発生・まん延防止策の徹底について

介護保険施設等における感染症の発生及びまん延の防止については、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第39号)、等において、そのために必要な措置として講ずるべき措置(別紙参照)を定めているところであるが、今シーズンのノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生状況をみると、昨年度に比べ著しく増加しており、また、年末年始に向けて各施設等への来訪者が増大するにつれさらに感染が拡がりやすい状況になることも予想される。このため、介護保険施設等においては、感染を防止するための取り組みを徹底するとともに、おむつ交換や排泄介助時を始めとする日頃からの手洗い、うがいの励行や衛生管理の徹底を図ることが必要である。

ノロウイルスは、感染力が強く、少量で感染するため、感染者の吐ぶつやふん便、その飛沫などから容易に二次感染が生じ、一旦感染した者からは、下痢等の症状回復後も数日から数週間にわたってウイルスを含むふん便が排泄される。したがって、感染者が発生した場合は、吐ぶつやふん便の処理、施設内の消毒を徹底するとともに、発症者が回復した後もしばらくは、ふん便等の取扱いに十分留意することが必要である。特に、抵抗力の弱い高齢者等が感染すると重度化するおそれがあることから、可能な限り感染を拡大しないよう発生時における迅速で適切な対応が求められる。

貴職におかれては、保健衛生部局と連携しながら、管内市町村、関係団体、所管の施設等に対して、この旨を周知徹底していただきようお願いしたい。

なお、ノロウイルスに関する基礎知識や感染予防等については、「ノロウイルス食中毒

の予防に関する Q & A」 <http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html> に掲載されているので、申し添える。(なお、この Q & A については、現在見直し作業が行われており、近日中に改定される予定である。)

「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」
(平成11年厚生省令第46号)

－ 抜 粹 －

衛生管理等

第27号 第2項

指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 1 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を月に1回程度、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。
- 2 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 3 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的を実施すること。
- 4 前3号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

【第2項4号の「厚生労働大臣が定める」】：平成18厚労告268（厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順）

※ なお、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」及び「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」においても、上記「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」と同様の規定である。